



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 規則

\*79 和歌山県立生石高原の家管理規則を廃止する規則  
(青少年課)

### ○ 告示

1121 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し  
(税務課)

1122 生活保護法による介護機関の指定  
(福祉保健総務課)

1123 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定  
居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業  
者の廃止 (長寿社会推進課)

1124 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定  
居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業  
者の変更 ( " )

1125 平成19年度における和歌山県相談支援従事者研修  
業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な  
資格等 (障害福祉課)

1126 保安林の指定 (森林整備課)

1127 " ( " )

1128 保安林の指定予定の通知 ( " )

1129 " ( " )

1130 " ( " )

1131 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課)

1132 " ( " )

1133 廃川敷地の発生 (河川課)

1134 道路の位置の指定 (都市政策課)

1135 " ( " )

### ○ 公告

入札公告 (障害福祉課)

## 規 則

### 和歌山県規則第79号

和歌山県立生石高原の家管理規則を廃止する規則を次のように定める。

平成19年9月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県立生石高原の家管理規則を廃止する規則  
和歌山県立生石高原の家管理規則(昭和53年和歌山県規  
則第54号)は、廃止する。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第1121号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項  
の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の  
指定を取り消した。

平成19年9月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 特約業者の氏名又は名称

有限会社岡常石油 代表取締役 岡安憲

2 主たる事務所又は事業所の所在地

和歌山県東牟婁郡串本町串本40-31

3 特約業者の指定取消しの年月日

平成19年3月31日

### 和歌山県告示第1122号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定に  
より介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基  
づき、次のとおり告示する。

平成19年9月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人中庸会	海南市七山964-1	老人訪問看護ステーション天美	海南市七山964-1	介護予防訪問看護	平成19.8.2
社会福祉法人中庸会	海南市七山964-1	特別養護老人ホーム天美苑	海南市七山964-1	介護予防訪問介護・介護予防通所介護・介護予防短期入所生活介護	平成19.8.1

株式会社ウェルネス・コート	和歌山市太田480-1	訪問介護ステーションウェルネス	海南市日方1274-76	訪問介護・介護 予防訪問介護	平成 19.8.1
有限会社いずみヘルパー ステーション	紀の川市貴志川町長山2 77-955	ケアプランハウスいずみ	紀の川市貴志川町長山27 7-955	居宅介護支援	平成 19.8.1
久保光伸	紀の川市貴志川町神戸2 12-2	久保外科	紀の川市貴志川町神戸21 2-2	訪問看護・訪問 リハビリテーシ ョン・居宅療養 管理指導・介護 予防訪問看護・ 介護予防訪問リ ハビリテーシ ョン・介護予防居 宅療養管理指導	平成 19.7.31
株式会社テラ・ヘルスプ ロモーション	大阪市中央区西心斎橋 1-10-4	さくら薬局	紀の川市名手市場303-2	居宅療養管理指 導・介護予防居 宅療養管理指導	平成 19.7.11
株式会社城之内デイス ャービス	橋本市野236-2	城之内居宅介護支援事業 所	橋本市野236-2	居宅介護支援	平成 19.9.1
医療法人岡田整形外科	橋本市市脇1-45-2	岡田整形外科リハビリテ ーションセンター	橋本市市脇1-45-2	通所リハビリテ ーション・介護 予防通所リハビ リテーション	平成 19.9.1
社会福祉法人守皓会	有田市宮崎町911	デイスャービスセンター愛 宕苑	有田市港町9-1	通所介護・介護 予防通所介護	平成 19.7.1
社会福祉法人守皓会	有田市宮崎町911	デイスャービスセンター愛 宕苑	有田市港町9-1	認知症対応型通 所介護・介護予 防認知症対応型 通所介護	平成 19.7.1
社会福祉法人守皓会	有田市宮崎町911	特別養護老人ホーム愛宕 苑	有田市港町9-1	短期入所生活介 護・介護老人福 祉施設・介護予 防短期入所生活 介護	平成 19.7.1
誠光ライフ株式会社	和歌山市砂山南1-2-21	誠光ライフ株式会社田辺 営業所	田辺市新庄町2744	福祉用具貸与・ 特定福祉用具販 売・介護予防福 祉用具貸与・特 定介護予防福祉 用具販売	平成 19.8.6
合資会社里幸	伊都郡かつらぎ町佐野4 89-5	里幸指定訪問介護事業所	伊都郡かつらぎ町佐野48 9-5	介護予防訪問介 護	平成 19.8.20
内田憲二	伊都郡かつらぎ町笠田 東196-1	うちた歯科	伊都郡かつらぎ町笠田東 196-1	居宅療養管理指 導・介護予防居 宅療養管理指導	平成 19.1.5
株式会社五条メディカル	和歌山市十番丁56	居宅介護支援事業所アイ ビス	有田郡有田川町水尻108 1-18 メゾン花園2-A	居宅介護支援	平成 19.8.1
社会福祉法人紀友会	東牟婁郡那智勝浦町浜 の宮850-1	日好荘デイスャービスセン ター	東牟婁郡那智勝浦町湯川 897-12	通所介護・介護 予防通所介護	平成 19.8.24
社会福祉法人紀友会	東牟婁郡那智勝浦町浜 の宮850-1	日好荘デイスャービスセン ター	東牟婁郡那智勝浦町湯川 897-12	認知症対応型通 所介護・介護予 防認知症対応型 通所介護	平成 19.8.24

和歌山県告示第1123号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2

号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成19年9月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071201440	有限会社農協自動車	紀の川市西脇176-6	宮本一男	さわやか介護支援センター	紀の川市西脇176-6	居宅介護支援	平成18.3.1
3071201507	有限会社農協自動車	紀の川市西脇176-6	宮本一男	さわやか訪問介護	紀の川市西脇176-6	訪問介護	平成18.11.1
3070103324	フランスベッドメディカルサービス株式会社	東京都新宿区百人町1丁目25番1号	星川光太郎	フランスベッドメディカルサービス株式会社和歌山営業所	和歌山市吹屋町1-25	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	平成19.3.31
3070103332	フランスベッドメディカルサービス株式会社	東京都新宿区百人町1丁目25番1号	星川光太郎	フランスベッドメディカルサービス株式会社和歌山居宅介護支援事業所	和歌山市吹屋町1-25	居宅介護支援	平成19.3.31
3072000122	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	森嶺	ニチイケアセンター御坊	御坊市藪42-7	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成19.4.30
3070103092	株式会社e.Mテック	和歌山市湊御殿1丁目5-4	向浦美都夫	ヘルパーステーションういの森	和歌山市湊御殿1丁目5-4	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.6.30
3071200780	昌和無線株式会社	紀の川市西大井84	脇田和久	昌和無線株式会社	紀の川市西大井84	福祉用具貸与	平成19.7.13
3070103324	フランスベッドメディカルサービス株式会社	東京都新宿区百人町1丁目25番1号	星川光太郎	フランスベッドメディカルサービス株式会社和歌山営業所	和歌山市吹屋町1-25	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成19.7.31
3070101278	川村綿業株式会社	和歌山市小雑賀3丁目8番9号	川村吉見	川村綿業株式会社	和歌山市小雑賀3丁目8番9号	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成19.7.31
3071400307	株式会社れもんケア	和歌山市西浜3丁目6-1	楠本大	れもんケア海南	海南市日方字新浜1271-75	居宅介護支援	平成19.7.31
3071201374	特定非営利活動法人ロツ	紀の川市古和田719-1	木下陽子	訪問介護事業所宇宙	紀の川市古和田719-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.8.1
3061790006	有限会社鈴木一郎商会	紀の川市桃山町最上81番地	坂口真裕子	訪問看護ステーションみつばち	紀の川市桃山町最上81番地	訪問看護・介護予防訪問看護	平成19.8.1

3071700094	株式会社れもんケア	和歌山市西浜3丁目6-1	楠本大	れもんデイサービス打田	紀の川市古和田237-3	通所介護・介護予防通所介護	平成19.8.1
3071201457	特定非営利活動法人ロッツ	紀の川市古和田719-1	木下陽子	指定居宅介護支援事業所宇宙	紀の川市古和田719-1	居宅介護支援	平成19.8.1
3070105147	株式会社聖和	和歌山市西浜932-4	坂本啓成	訪問介護サービスとまと	和歌山市西浜932-4	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.8.31
3070105121	株式会社聖和	和歌山市西浜932-4	坂本啓成	ケアプランオフィスとまと	和歌山市西浜932-4	居宅介護支援	平成19.8.31
3070105642	特定非営利活動法人ケアネット和歌山	和歌山市小雑賀6番地の5 サンロイヤル小雑賀301号	和佐匡博	ケアクルー	和歌山市小雑賀696番地の5 サンロイヤル小雑賀301号	訪問介護	平成19.8.31
3070105030	特定非営利活動法人ケアネット和歌山	和歌山市小雑賀6番地の5 サンロイヤル小雑賀301号	和佐匡博	ケアショップ匠	和歌山市小雑賀696番地の5 サンロイヤル小雑賀301号	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	平成19.8.31
3070105238	有限会社ハートフルコーポレーション	和歌山市鳴神1220番地	岩清水信治	和佐居宅介護支援センターふれあい	和歌山市禰宜66番地	居宅介護支援	平成19.9.1

和歌山県告示第1124号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成19年9月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所の名称 (変更があったサービスの種類)	事業所の所在地		変更年月日
	新	旧	
訪問介護ステーション華菜(訪問介護・介護予防訪問介護)	和歌山市広原字川越11-5	和歌山市北中島1丁目2-17	平成19.7.2
訪問看護ステーションはやしもと(訪問看護・介護予防訪問看護)	和歌山市南出島74-1 プチハウス00B102号室	和歌山市有家346-1	平成19.8.1
はやしもと(福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売)	和歌山市南出島74-1 プチハウス00B102号室	和歌山市有家346-1	平成19.8.1
ヘルパーステーションハートフル(訪問介護・介護予防訪問介護)	和歌山市鳴神1220番地	和歌山市鳴神549番地の3	平成19.8.27
居宅介護支援セ	和歌山市鳴神12	和歌山市鳴神54	平成

ンターハートフル(居宅介護支援)	20番地	9番地の3	19.8.27
------------------	------	-------	---------

和歌山県告示第1125号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、平成19年度における和歌山県相談支援従事者研修業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年9月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称  
和歌山県相談支援従事者研修業務
- 2 資格審査申請書類及びその配布方法等
  - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
    - ア 競争入札参加資格審査申請書
    - イ 事業経歴書
    - ウ 使用印鑑届
    - エ 誓約書
    - オ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
    - カ 印鑑証明書
    - キ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書及び定款
    - ク 直近2か年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又はこれに類する計算書等)
    - ケ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納

税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人事業税

(ウ) 法人県民税

(エ) 自動車税

コ 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第32条第1項に基づく指定通知書の写し

(2) (1) のアからオまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成19年9月21日(金)から平成19年9月28日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、4に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成19年9月21日(金)から平成19年9月28日(金)までの間に和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

2の(1)に掲げる申請書類は、平成19年9月21日(金)から平成19年9月28日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に4に掲げる場所で受け付ける。

4 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2533

ファクシミリ番号 073-432-5567

5 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成19年9月21日(金)現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村民税を滞納していない者であること。

(5) 審査基準日(平成19年9月1日)において、障害者自立支援法第32条第1項に基づく指定を有する者であること。

(6) 和歌山県内に相談支援事業所を設置している者であること。

6 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書によ

り平成19年10月3日(水)までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。

(2) (1) の説明は、平成19年10月9日(火)までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明要求に対する回答については、平成19年10月12日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、4に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1126号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年9月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 有田郡広川町大字前田字串子口503の1、504の1、504の2、字葛箆河648の11、649の1、652、653、大字下津木字前垣内2134の2、2135

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1127号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年9月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字公門原1201の3、1209の1、1209の2、1209の4から1209の6まで、1210の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1128号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字千津川字落合5706の1、大字平川字水桃1114、1115、字岩目1116
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字落合5706の1・字水桃1115（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1129号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町上ヶ井字西保528、532、533、534の1から534の3まで、546、毛原下字山戸64、66、69の1、70、71の1、77から79まで、81、82
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字西久保528・534の2・534の3・546・字山戸69の1・78・79（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1130号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字大又字大津208の1

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大津208の1（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字藤野川字宮目333、字森ノ上エ335、336、字森ノ口337、字白ノ口350の1、字日浦352、字炭屋谷353の1

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字森ノ上エ335・336・字炭屋谷353の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1131号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成19年9月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
日高まき網	紀州日高漁業協同組合の地区のうち御坊市塩屋町南塩屋及び比井崎漁業協同組合の地区	総トン数20トン以上80トン未満の動力漁船を使用して行う中型まき網漁業

和歌山県告示第1132号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成19年9月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
橋杭2号一本釣加入区	串本漁業協同組合の地区のうち橋杭地区	一本釣漁業を主とする漁業(昭和58年和歌山県告示第612号において設定された漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち串本漁業協同組合の地区のうち橋杭地区に係る一本釣漁業を主とする漁業)

和歌山県告示第1133号

河川工事により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に備え置いて縦覧に供する。

平成19年9月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 河川の名称 一級河川鳴滝川
- 廃川敷地が生じた年月日 平成19年9月18日
- 廃川敷地の位置 和歌山市園部字奥ノ垣内366番4の一部敷地
- 廃川敷地の種類及び面積 土地 138.93㎡

和歌山県告示第1134号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年9月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者所名 申住氏	指 定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2942	岩出市森字鍛冶垣内24番1の一部、25番の一部、26番の一部	紀の川市粉河1524番地 森田敏夫	平成19.9.10	6.00	80.34

和歌山県告示第1135号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年9月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者所名 申住氏	指 定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2952	岩出市今中宇大溝130番1の一部	紀の川市南志野248番地の6 有限会社グローバルシノミヤ 代表取締役 四宮要三	平成19.9.10	6.20	60.68

公 告

入 札 公 告

平成19年度における和歌山県相談支援従事者研修業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」とい

う。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年9月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成19年度

(2) 業務の名称

和歌山県相談支援従事者研修業務

(3) 業務の仕様等

仕様書による。

(4) 契約期間

平成19年10月16日（火）から平成20年3月31日（月）まで

2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第1125号に規定する和歌山県相談支援従事者研修業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課  
和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 期間

平成19年9月21日（金）から平成19年9月28日（金）までの和歌山県の休日を含める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課  
電話番号 073-441-2533  
ファクシミリ番号 073-432-5567

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山県民文化会館 5階 504号室  
和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 日時

平成19年10月4日（木）午後1時30分から

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成19年10月15日（月）午後1時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県福祉保健部福祉保健



政策局障害福祉課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。

12 契約書の作成の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

この入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2533

ファクシミリ番号 073-432-5567

- (3) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。